

## 種苗法改定の撤回を求める意見書

政府は、自家増殖採種禁止へ向けて種苗法改定案を国会に提出した。農林水産省は、日本の優良品種保護のために種苗法を改定するとしている。

種苗法は例外規定が多いので、自家増殖や転売は一律禁止、現場が理解しやすいシンプルな条文にすべきと指摘されている。種苗法に違反した場合には、懲役10年以下または1,000万円以下の罰金、そして共謀罪の対象になっている。政府は、中国、韓国などにシャインマスカットのような日本の優秀な育種のための知的財産権が合法的に流出するのを防ぐために、種苗法の改正が必要だと説明している。

種苗法第21条は、自家増殖（採種）が原則自由になっている。しかし、自家採種した種苗を第三者に譲渡することは禁じられている。宮崎県が種牛の種苗（精液）の海外への流出を刑事告訴したように、現行法で既に十分効力がある。

種苗法は国内法なので、種子が海外に流出した後の取り締まりはできない。農林水産省が韓国や中国などで種子の意匠登録または育種登録することで、種子の海外流出を防ぐことができるのである。政府が関連づけている種子の海外流出問題と種苗法改定は、実際には無関係なのである。

農家が毎年すべての種子を多国籍大企業から購入することになれば、種苗法改定は農家を守るどころか、日本の農家を絶滅させてしまう恐ろしい法案になってしまう。

また、多国籍大企業が販売する種子は、健康被害が危惧される遺伝子組換え作物となっている。遺伝子組換え作物は、まず遺伝子組換えの安全性自体が科学的に証明できていない。国が安全性を保障しているとの見方もあるが、長期間遺伝子組換えの食物を摂取した場合の影響はいまだ解明されていない。さらにアグリビジネスでは、遺伝子組換え作物と農薬はセットにして販売される。ある農薬に対して耐性のある作物を遺伝子組換えで科学的に作り出すので、農作物は農薬漬けになってしまう。

以上のことから、種苗法改定により自家採種一律禁止にすることで、農家の財政は逼迫し、崩壊に追いやられてしまう危機にさらされる。また、日本人の食と健康も危惧される。

よって狛江市議会は政府等に対し、種苗法改定を撤回するよう強く求めるものである。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年（2020 年）3 月 26 日

東京都狛江市議会

令和 2 年 3 月 26 日 原案否決